

クリーンセンター電気需給(単価契約)仕様書

1 需要場所

四街道市クリーンセンター

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ② 供給電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| ③ 計量電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| ④ 標準周波数 | 50ヘルツ |
| ⑤ 電気方式 | 1回線受電(常用線)、予備線なし |
| ⑥ 蓄熱式負荷設備 | なし |
| ⑦ 発電設備 | 非常用発電機のみ |

(2) 契約電力及び使用電力量等

- | | |
|-----------|--|
| ① 契約電力 | 常時電力910キロワット
※契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。 |
| ② 予定使用電力量 | 8,741,800kWh(2年間)
※月別の予定使用電力量及び平成29年3月から平成31年2月までの実績は、別紙1のとおり
※30分毎実績使用電力量データは入札情報サービスにて改札日時まで掲載します。 |

- | | |
|-----------------|--|
| (3) 契約期間 | 令和元年9月1日0時から令和3年8月31日24時まで(2年間) |
| (4) 電力量等の検針 | 電力需給用複合計器(通信機能付き)による遠隔自動検針 |
| (5) 需給地点 | 需要場所における四街道市が設置した第1号柱上の旧一般電気事業者の架空引込線と四街道市が設置した開閉器電源側との接続点とする。 |
| (6) 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ |
| (7) 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |
| (8) 電気料金 | |

① 基本料金(契約電力に応じた料金)

② 電力量料金(使用電力量に応じた料金)

- | | |
|--------|--|
| ・ピーク時間 | 夏季(7月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)の平日(土曜日を含み、休日等(日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)午後1時から午後4時まで |
|--------|--|

- ・夏季昼間時間 夏季の平日午前8時から午後10時まで（以下「昼間時間」という。）
ただし、ピーク時間を除く。
- ・他季昼間時間 夏季以外の平日昼間時間
- ・夜間時間 ピーク時間並びに夏季昼間時間及び他季昼間時間以外の時間
なお、休日等は、全日夜間時間になる。

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

④ 電気料金の燃料費調整

(9) 契約方法及び電気料金の支払い

基本料金単価及び時間帯ごとの電力量料金単価を定め（単価契約）、月ごとの契約電力及び使用電力量に応じたそれぞれの料金を支払うものとし、その際、力率による基本料金の調整（割引又は割増）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金の支払い及び電力量料金の燃料費調整を行う。

ただし、入札にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び電力量料金の燃料費調整は考慮しないものとする。

(10) その他

- ① フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ② 力率は、契約期間中100パーセントを維持する予定であり、入札にあたっては、100パーセントを前提とすること。
- ③ この仕様書に記載のない部分については、関東管内の旧一般電気事業者の小売部門の「電気需給約款[高圧]」によるものとし、これによりがたいときは、協議する。
- ④ 契約期間中に消費税率及び地方消費税率が変更された場合は、変更された税率に基づき、変更契約を締結する。
- ⑤ 30分毎実績使用電力量データ、各種検針値及び料金計算値の通知について、CSV等の電子データにより毎月1回月初にクリーンセンターに提出するものとする。
- ⑥ 請求は書面にて行うこと。